

平成19年度予算概算要求等に係る事前評価書

平成18年8月

政策名	6. 原子力安全・産業保安政策		
施策名	34. 産業保安		
主管課名	原子力安全・保安院 企画調整課、保安課	主管課長名	企画調整課長 上田 英志、保安課長 黒岩 理

施策目的 長期的インパクト	<p>高圧ガス・LPガス・火薬類を取り扱う施設、発電施設・都市ガス事業に供する施設及び鉱山等の有する爆発性、人体有害性等の危険性にかんがみ、それぞれの特性に応じた規制を適切に実施することによって、災害・事故等の発生を防止し、もって安全・安心な社会を実現する。</p>
施策目標・指標 中・短期的なアウトカム	<p>(1) より安全な技術基準策定のための調査の実施、事故調査解析による類似事故の防止等により、産業保安に係る事故の減少を図る。特に、火薬、都市ガス、LPガス及び鉱山については、それぞれ以下の水準を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬による事故件数を平成22年度に30件前後に低減。 ・都市ガスによる死亡事故を平成22年までにゼロに近い水準(年間に1件未満)に低減。 ・LPガスによるB級以上の事故のゼロ水準を維持。なお、B級事故とは次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> B級事故 死者1名以上4名以下のもの。 重傷者2名以上9名以下のものであって、 以外のもの。 負傷者6名以上29名以下のものであって、 及び 以外のもの。 人身被害のあるものであって、 から までと同等以上の被害が認められるもの。 多大な物的被害(直接被害総額約1億円以上2億円未満)を生じたもの。 その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの。 ・鉱山災害を、平成19年度を目標に撲滅(第十次鉱業労働災害防止計画)。 <p>(2) 水素等新しいエネルギーの利用形態、天然ガスの利用拡大・分散型電源・高効率設備といった新しい事業形態等を踏まえた保安の現状について調査し、技術基準の策定・見直しに必要な技術的知見を蓄積することによって、時代に即した安全規制を整備し、事故の発生を最小限に止める。また、電線の周辺等で発生する低周波電磁界(EMF)が生態や人体へ及ぼす影響について、各国等のEMFに対する規制</p>

	<p>動向を調査した上で、国内の規制の見直しに係る検討やシンポジウム等による情報提供を行う。</p> <p>(3) 発電施設に関する環境アセスメントを的確に実施するために、最新の知見を反映した環境アセスメントの手法の確立及び高度化を行うため、必要な調査を行い、国が行う環境審査において、専門的な知見に基づいた指導を行うことができるようにする。また、平常時の事故から地震、テロ等の異常事態に至るまでのすべての保安リスク情報に基づいて、都市ガス事業の保安レベルを向上させるためのマネジメントの手法を調査・検討し、標準的な手順と先端的な事例を解説した報告書・マニュアル類の作成を行うとともに、実際の事業者における試行・評価・検証等の作業を実施することにより、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が、そのニーズや企業規模等に応じた形式、規模で円滑に導入できるようにするための基盤を整備する(平成19年度～平成21年度)。</p> <p>(4) 「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」(平成15年3月28日経済産業省告示第90号。以下「基本方針」と言う。)で定められた鉱害防止対策が必要な休廃止鉱山の鉱害防止事業量(坑道、集積場等の発生源対策、発生源から流出する坑廃水の処理施設の設置等)について、平成24年度末を目途に着実に実施する。また、坑廃水処理事業は、「基本方針」に定められた坑廃水処理の年間事業量を目途に、排水基準等をクリアするよう確実に実施していく。一方、廃止坑井からの漏油等の鉱害が発生している地域において、地方公共団体が廃止坑井の封鎖事業計画を有し、地方公共団体が主体的に実施する廃止坑井の封鎖事業を平成19年度末までに促進する。</p>
<p>施策の必要性 施策の背景、行政関与の必要性</p>	<p>(背景)</p> <p>産業保安に係る事故については毎年一定程度発生しており、死亡者・重傷者を出す重大事故も絶えないことから、保安対策の高度化を図ることにより、重大事故等の減少又は撲滅を図ることが課題となっている。また、今後設備の高経年化や、エネルギー事業者間の競争の拡大、新たな危険性を内包する物質の開発等産業保安を巡る新たな環境変化に対応して、保安に係る新しい技術的知見を蓄積する必要がある。</p> <p>金属鉱業等における鉱害は他の一般産業とは異なり、事業活動終了後も有害物質を含む坑廃水の流出により、人の健康被害等深刻な社会問題を引き起こす原因となるが、鉱害防止事業を実施すべき義務者が不存在・無資力化している鉱山が多数存在する一方、当該事業は鉱害防止義務者(企業)にとって多額の費用負担を生じるものの新たなキャッシュフローを伴わない収益性のない事業である。このため、鉱害防止義務者が存在しない鉱山にあっては、地方公共団体が事業主体となって行う鉱害防止事業に対する支援について、また、鉱害防止義務者等が存在する鉱山にあっては、義務者等が義務の履行担保のための支援について、確実に行う必要がある。</p> <p>(行政の関与)</p> <p>仮に国が関与を行わず、新しい技術等を開発・利用する上での安全等に係る基準の制定・見直しが適時適切に行われなかった場合、新しい技術等が有効に利用されない、あるいは十分な安全対策が施されないまま利用されるといった状況を生じうる。また、鉱害防止事業は、当該事業実施後河川等の水質改善の成果が発現し、半永久的に流出する坑廃水の処理事業が継続することによって成果が発現する特徴を有</p>

	<p>しており、これら事業が適切に行われぬ場合、排水基準を超過した坑廃水が河川に排出され、種々の生態系の崩壊等河川環境悪化による悪影響が生じることとなる。よって、引き続き国の関与が必要である。</p>
<p>施策目標実現 へ向けた 取組の全体像</p>	<p>自主保安の推進 事業者自主検査を行わせることを拡大し、積極的に民間規格を活用すること等により、自主保安の推進を図る。</p> <p>技術基準の改正等 最新の知見に基づいた合理的・科学的な技術基準等の策定・見直し、保安確保のための安全機器等の技術開発を行う。</p> <p>事故の調査及び分析 事故情報の収集及び分析を行うとともに、類似事故の防止のため、事故情報を関係者に周知する。</p> <p>保安確保のための普及啓発事業 一般消費者等に安全対策等を普及啓発するため、パンフレットの作成・講習会等を実施する。</p> <p>事後チェック体制の強化 自主保安の推進による事前規制の簡素化に伴う、自主保安が適切に実施されていることを確認するための事後チェック体制を強化する。</p>
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>公共・周辺住民の安全、産業プロセスの稼働率の向上（供給安定化、低コスト化、競争力の強化）</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">自主保安の推進</div> </div> <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">技術基準の見直し</div> </div> <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">事故事例の水平展開</div> </div> <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">保安確保のための 普及啓発事業</div> </div> <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">事後チェック体制 の強化</div> </div> </div>

施策の実施状況

(1) 高圧ガス
 (施策開始時期～終了予定時期)
 平成13年度(原子力安全・保安院発足後、以下同じ)～

《目標達成状況・指標の推移》

指標	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	目標値
高圧ガス保安法関係事故件数(災害)	122	138	146	157	163	事故の減少

《投入コスト》

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
総予算執行額(億円)	5	4	4	4 (予算額)	4.5 (見込額)

(2) 火薬
 (施策開始時期～終了予定時期)
 平成13年度～

《目標達成状況・指標の推移》

(備考)

指標	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	目標値(H22年度)
火薬類による事故件数	39	38	37	41	34	30
事故による死亡者数	0	0	13	0	2	0
事故による負傷者数	46	51	38	51	37	30

《投入コスト》

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
総予算執行額(億円)	0.3	0.3	0.3	1.1 (予算額)	0.4 (見込額)

(3)電力
 《施策開始時期～終了予定時期》
 平成13年度～

《目標達成状況・指標の推移》

指標	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	目標値
電気事故件数	8,580	10,111	9,520	22,698	集計中	事故の減少

(備考)

- 平成16年度の事故件数の増加要因は、主に台風等の自然災害による高圧配電線路の事故件数の増加によるもの。
- 電気の安全の確保に係る施策目標・指標は、技術基準への反映や環境アセスメントの手法への反映等、数値化が不可能なものもある。

《投入コスト》

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
総予算執行額(億円)	13.2	13.2	12.9	8.5 (予算額)	8.0 (見込額)

(4)都市ガス
 《施策開始時期～終了予定時期》
 平成13年度～

《目標達成状況・指標の推移》

指標	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	目標値(H22年度)
死亡事故(死亡者数)	6	10	4	6	4	年間に1名未満(平均)
製造段階の死亡事故(死亡者数)	0	0	0	0	1	5～10年間に1名程度
供給段階の死亡事故(死亡者数)	1	4	0	3	1	2～3年間に1名程度
消費段階の死亡事故(死亡者数)	5	6	4	3	2	2～3年間に1名程度

(投入コスト)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
総予算執行額(億円)	12	10	6	9 (予算額)	9 (見込額)

平成17年度はこのほかに5億円の繰り越しあり

(5)LPガス

《施策開始時期～終了予定時期》

平成13年度～

《目標達成状況・指標の推移》

指標	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	目標値(H19年度)
年間B級以上事故件数ゼロレベル	4	3	9	6	1	1又は0

(備考)

1. 年間事故統計件数は暦年による。

(投入コスト)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
総予算執行額(億円)	9	9	7	8 (予算額)	7 (見込額)

(6)鉦山

《施策開始時期～終了予定時期》

平成13年度～

《目標達成状況・指標の推移》

指標	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	目標値
鉦山災害によるり災者数	75	32	43	38	34	鉦山災害の撲滅

特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針(発生源対策)			920,447千円 (9%)	732,853千円 (15%)	571,820千円 (21%)	10,680,604千円 (平成24年度)
廃止坑井封鎖工事を実施した坑井数			0件	0件	1件	廃止坑井の鉱害防止対策が促進されること (平成19年度)

(備考)

1. 鉱山災害による災害者は暦年で表す。
2. 「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」に基づく鉱害防止事業は平成14年度までの取り組み等を踏まえ、平成15年度から新たに開始されたものであり、表中上欄は同基本方針に示された鉱害防止事業の事業量を事業費に換算したもの(実績額)を、下欄は目標事業量(事業費換算)に対する累計達成率を表す。
なお、同基本方針には、鉱害防止事業の事業量その他、坑廃水処理事業の事業量も示されているが、当該事業は坑廃水が排水基準をクリアする状態等になるまで継続的に実施する必要があることから、表中には記載していない。
3. 廃止坑井封鎖工事は平成15年度から実施したものであり、「廃止坑井封鎖工事を実施した坑井数」欄中、15・16年度は地方公共団体からの申請実績はない。

《投入コスト》

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
総予算執行額(億円)	28.0	26.0	25.0	24.4 (予算額)	22.3 (見込額)

平成19年度における施策の展開

(1) 高圧ガスの保安

高圧ガスの保安については、平成8年の高圧ガス保安法改正等累次の制度見直しを経て、自主保安を中心とする施策を実施しているところ。近年の高圧ガス製造事業所における事故については、ハード面の不備による事故のうち、「劣化・腐食等」に起因した事故が急増している。この原因としては、全体として設備の高経年化が進んでいることが挙げられる。こうした現状を踏まえ、今後、本施策については、高圧ガス設備の保安管理技術の向上を図るとともに、合理的・科学的な検査方法の確立を更に重点化・強化することが必要。したがって、平成19年度要求に当たっては、以下の施策の改善・見直しを行う。

〈予算〉

- ・高圧ガス設備の供用期間中における総合管理保全技術の調査事業については、規模を縮小しつつ継続。
- ・人的要因に係る保安基準策定の可能性を探るため、ヒューマンエラー予防型設備に係る技術基準調査について新規要求。
- ・現在、検査手法、技術基準が未整備である状態を解消するため、被覆配管等の運転中検査技術に関する調査研究費について新規要求。
- ・水素特有の材料劣化に関して保安を確保するため、水素エネルギーの利用に伴う材料使用基準に関する調査研究費について新規要求。

〈税制〉

該当無し

〈財政投融资〉

該当無し

〈機構定員〉

該当無し

〈法令・ガイドライン〉

- ・高圧ガス保安法について、規制緩和要望等に基づく法令改正等を適時適切に検討する。

(2) 火薬類の保安

火薬類の保安については火薬類取締法を中心とする安全規制政策を進めてきた結果、近年事故発生件数はほぼ横ばいで推移しているものの、火薬類取締法の技術基準については、現在の技術水準や火薬類を巡る環境変化に合わせた見直しが必要であり、火薬類の危険度に応じた合理的・効果的な規制体系が求められている。したがって、平成19年度要求に当たっては、以下の施策の改善・見直しを行う。

〈予算〉

- ・不発弾等の廃火薬類を陸上で安全に処理するための廃棄技術について、十分な検討結果が見込まれるため、不発弾陸上処理保安技術検討については終了。
- ・爆発影響低減化技術の検討については、火薬類の製造施設、火薬庫等の周辺地域の市街地化等に伴う火薬類を巡る環境変化に対応した技術基準の検討を推進するとともに、万一の製造施設等における爆発事故に際し、これまでの爆風圧に重点を置いた保安対策に加え、飛散

物についても考慮した、より現状に即した保安対策の整備のための基礎資料を野外実験の実施等により確保することが必要であることから、これらの検討に必要となる予算の充実を図る。

〈税制〉

・該当無し(火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成18年度に延長済。)

〈財政投融资〉

該当無し

〈機構定員〉

該当無し

〈法令・ガイドライン〉

・火薬類取締法に規定する技術基準に関し、近年の火薬類に係る技術進歩等を踏まえた適正な規制内容となるよう検討を行う。

(3)電力の安全

電力の安全については、これまで継続して関連諸施策を実施してきたが、各種の課題に対応するため、電力保安のための各種調査について引き続き措置することが必要。したがって、平成19年度要求に当たっては、以下の施策の改善・見直しを行う。

〈予算〉

・事業目標達成のため、電力設備電磁環境影響調査委託費については終了。

・世界保健機関(WHO)が公表を予定している電磁界リスク評価に関する対応等の必要性から、電力設備電磁界情報調査提供事業について新規要求。

・自主保安の原則に基づいた電気設備技術基準を整備するため、電気設備技術基準整備調査について新規要求。

〈税制〉

該当無し

〈財政投融资〉

該当無し

〈機構定員〉

該当無し

〈法令・ガイドライン〉

・電気事業法について、規制緩和要望等に基づく法令改正等を適時適切に検討する。

(4)都市ガスの保安

都市ガスの保安について、現状では都市ガスによる事故が依然年間4～10件程度発生している。特に、供給段階及び消費段階で事故が比較的多く発生している。また今後、ガス事業を巡る競争激化等の環境変化及び設備の高経年化等による事故の増加が懸念されている。こうした現状を踏まえ、今後、本施策については、リスクマネジメント手法の活用を図ること、需要家等に対する啓蒙活動を引き続き重点化・強化することが必要。したがって、平成19年度要求に当たっては、以下の施策の改善・見直しを行う。

(予算)

- ・事業目標達成のため、未熟調天然ガス燃焼性影響調査について終了。
- ・リスクマネジメント手法の活用を図るため、ガス保安リスクマネジメント調査事業について新規要求。

(税制)

該当無し

(財政投融资)

該当無し

(機構定員)

該当無し

(法令・ガイドライン)

- ・ガス事業法令について、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会等における検討結果を踏まえ、必要に応じて適時適切に法令改正等を実施する。

(5)LPガスの保安

LPガスの保安について現状は液化石油ガス事故が約100件前後と高止まりの傾向にある。この原因は、事業者の工事ミス等による原因が1/3を占め、一般消費者の点火ミス等による原因が1/3を占めている。また、近年アルバイト店員の増加による業務用厨房における事故が多発していることも要因の一つとなっている。こうした現状を踏まえ、今後、本施策については、事業者への法令遵守の指導強化、リスクマネジメントシステムの導入等により事業者側が原因である事故の撲滅を図ること、業務用厨房事故防止等時宜に応じたテーマによる安全普及促進事業の実施、バルク供給システム等に係る保安技術開発・保安確保調査を更に重点化・強化することが必要。したがって、平成19年度要求に当たっては、以下の施策の改善・見直しを行う。

(予算)

- ・技術開発事業及び技術開発機器等安全普及促進事業は、重点化を図り規模を縮小。
- ・バルク供給システムの保安確保調査については拡充を要求。

(法令・ガイドライン)

- ・液化石油ガス販売事業者等に対して「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を策定し公表する。

(6) 鉱山の保安

鉱山の保安に係る施策のうち、鉱害防止対策については、昭和48年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法を制定して以来、計画的な鉱害防止事業の実施に努めてきたところであり、平成15年度からは、同法に基づく第4次基本方針を定め、これまで3年間、鉱害防止対策を実施してきたが、特定施設に係る鉱害防止事業を着実に実施するため、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金等の政策経費については、個別事業ごとの必要性を十分精査の上、引き続き必要な予算を確保する。また、石炭じん肺訴訟に適切に対応するため、北海道、関東東北、九州の各産業保安監督部に、合わせて3人の定員を要求する。

〈予算〉

- ・第4次基本方針に基づく鉱害防止事業を着実に実施するため、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金については昨年より減額して必要額を要求。
- ・エネルギー使用合理化総合鉱害防止技術開発については、計画期間が終了したことから、18年度で終了。

〈税制〉

- ・該当なし(「金属鉱業等鉱害防止準備金制度」は平成18年度に適用期限を延長済。)

〈財政投融资〉

- ・第4次基本方針等に基づき、採掘権者等の鉱害防止事業等を着実に推進するため、鉱害防止資金等の財政投融资については、融資期待額等を踏まえ要求。

〈機構定員〉

- ・石炭じん肺訴訟に伴う業務の増大に伴い、3人(注)の定員を要求。
(注)北海道、関東東北、九州の各監督部に課長補佐3名(各部1名)

〈法令・ガイドライン〉

- ・鉱山保安法令について、国内外の規制の動向等を踏まえ法令改正等を適時適切に検討する。

(7) 事故情報の調査・分析体制の抜本的強化

パロマ事件の反省を踏まえ、個別の事故情報についてより詳細な調査を行い、その結果に基づいて所掌横断的な事故情報の分析が可能となるよう、所要の定員を要求する。具体的には、現場から最初に情報があがる産業保安監督部に必要な人員を配置し、また、産業保安監督部から事故等の情報を受け、分析し、対策を検討するために必要な人員を保安課・ガス安全課・液化石油ガス保安課に配置する。

〈機構定員〉

- ・保安課に4人、ガス安全課に2人、液化石油ガス保安課に2人の定員を要求。
- ・産業保安監督部に11人の定員を要求。

<p>施策の有効性・効率性 施策効果 施策効果と施策コストとの関係、他の施策手段との比較等</p>	<p>(施策効果・有効性) 新たな技術的知見に基づく技術基準の見直しのための調査、事故解析調査に基づく類似事故の防止、安全機器の開発、一般消費者等への普及啓発活動等により、事故・負傷者の減少、及び事業者の負担軽減に効果を有する。 金属鉱業等における鉱害は他の一般産業とは異なり、事業活動終了後も半永久的に有害物質を含む坑廃水が流出し、人の健康被害等深刻な社会問題を引き起こす原因となるため、鉱害防止義務者の義務履行担保のための支援、鉱害防止義務者不存在等により地方公共団体が事業主体となって実施する鉱害防止事業に対する支援は国民の健康の保護及び生活環境の保全を促進するのに有効な手段である。 また、低周波電磁界の生態への影響が明らかになることで、周辺住民の不安が解消され、電源立地が促進される。また、環境アセスメントの手法が高度化されることにより、発電所の建設時の環境への影響を最小限にとどめることができるようになるため、環境の保全に資することが期待される。</p> <p>(効率性) 事業者が必ずしも保安の確保等に係る自主的活動を行うとは限らないため、技術基準等作成の事務を所掌する国に技術的な知見を蓄積させること等が効率的であり、また、半永久的に多額の費用負担を生じる、新たなキャッシュフローを伴わない収益性のない鉱害防止事業の実施者に対する支援を行うことは、確実な鉱害防止事業の実施に重要であり、これにより、事故による社会的費用(直接費用、稼働率向上等)の低減や環境の保全等に効果がある。</p>
<p>関連する閣議決定や施政方針演説等における位置付け</p>	<p>「産業保安」は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)中、「安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現」の一環として重点化されている「生活におけるリスクへの対処」に該当する。 【基本方針 2006 29 頁】国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。新たな時代展開の下での役割分担と協力関係を官民挙げて構築しつつ、生活における様々なリスクに対処する必要がある。 「産業保安」は、「第3次科学技術基本計画」中、「国土と社会の安全確保」としてその目標の一つに該当する。 【第3次科学技術基本計画 9 頁】国家・社会レベルから生活者の暮らしに至るまで、安全が誇りとなり世界一安全と言える国を実現することを科学技術政策の目標に位置付ける。 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案審議 休廃止鉱山における坑廃水処理事業を的確に実施していくため、国の補助金等所要資金の確保に努める旨の附帯決議がなされている(平成4年4月衆議院商工委員会、同年5月参議院商工委員会)。 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案審議 平成16年4月の参議院経済産業委員会において、「鉱山から遠隔地にある附属製錬場及び休廃止鉱山の鉱害防止については、国と地方公共団体とが十分に協議をすること。特にこれら施設の廃棄物たい積場及び廃水処理に伴って発生する中和沈殿物の埋立場等については、地域住民への影響を十分配慮すること。」と附帯決議がなされ、平成16年5月の衆議院経済産業委員会において、「鉱害防止対策について、地方公共団体と十分連携を図るとともに、鉱害防止義務者に対して適切な指導監督を行うこと。」と附帯決議がなされている。</p>
<p>中間・事後評価の時期</p>	<p>平成 20 年度</p>

施策に対する
ユーザーや有識
者の意見

総合資源エネルギー調査会年熱エネルギー部会ガス安全小委員会保安対策WG(H18.5)において酒井信介東京大学大学院教授から次のような意見が出された。

- ・都市ガス保安にリスクマネジメント手法を導入することに賛成。
- ・都市ガス事業にリスクマネジメント手法を導入するに当たっては、ガス事業の業態や設備・機器の特徴に合ったリスク評価手法を調査し、構築するとともに、リスク評価に必要なデータを蓄積する必要がある。

総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス保安部会長の坪井孝夫横浜国立大学教授から

「LPガスについては、事故レベルが非常に少ないからといって、現在行われている努力を止めれば、事故件数は増加すると思われる。逆にいうと努力を続けているから現状のレベルが継続出来ているといえる。」との意見が出された。

平成14年2月、中央鉱山保安協議会金属鉱業等鉱害専門分科会(分科会長:山富二郎東京大学教授)

平成15年度以降に実施すべき特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期及び事業量、平成15年度以降における使用済特定施設に係る坑水又は廃水の処理の年間事業量その他鉱害防止事業の実施に必要な事項について報告書がとりまとめられている。

鉱業政策促進懇談会が例年行う要望行動(7及び11月)

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金に係る予算の確保、制度の充実を求めている。

施策目標を実現するための具体的措置											
【予算措置(研究開発事業を除く)】											
補助金・委託費・調査費等名	会計名	再掲(施策名)	新規継続	補助・委託等	開始年度	終了年度	17年度 予算額 (億円)	17年度 執行額 (億円)	18年度 予算額 (億円)	19年度 要求額 (億円)	事業概要
高圧ガス											
(1)高圧ガス等保安対策事業委託費	一般会計		継続	委託	昭和61年度	平成22年度	0.25	0.23	0.25	0.25	高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、技術の進歩や環境変化を踏まえた高圧ガス保安技術の基準作成や、事故情報のデータベース化・事故調査解析、今後の高圧ガス設備の耐震設計のあり方についての調査研究を行う。また、高圧ガス製造保安責任者免状交付事務の委託を実施する。
(2)石油精製業保安対策委託費	石油特会(石油)		継続	委託	昭和61年度	未定	2.89	2.65	2.75	3.36	石油精製業の保安対策上の問題に対して、総合的な調査研究を実施する。
(3)燃料電池システム普及用技術基準調査委託費	石油特会(エネ高)	(エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用)	継続	委託	平成18年度	平成22年度			0.90	0.90	現在、容器中の貯蔵圧力を35MPaとした基準が策定されているが、燃料電池自動車市場を本格的に拡大させる普及段階の基準としては、70MPaの高圧化が必要とされている。そこで、円滑な普及のため、容器貯蔵圧力を70MPaとした燃料電池自動車及び供給スタンドの基準を整備する。
火薬											
(4)火薬類保安対策事業委託費	一般会計		継続	委託	昭和47年度	平成22年度	0.4	0.3	1.1	0.4	火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類保安教育事業の実施、火薬類を巡る環境及び立地条件の変化等に伴う火薬類保安技術基準作成、事故調査解析を行うとともに、国連等で行われる火薬類の技術基準の検討の動向調査、煙火等の分類の見直しに向けた実証実験等を行う。また、火薬類製造保安責任者免状交付事務の委託を実施する。
電力											
(5)電気施設技術基準国際化調査委託費	一般会計		継続	委託	平成8年度	平成22年度	0.13	0.12	0.13	0.13	電気事業法に基づく発電設備に関する技術基準の国際化を推進するため、当該分野における主要な外国規格であるASME(米国機械学会)規格、EN(欧州統一)規格を調査し、これらの規格と我が国の技術基準の整合性を勘案し、発電設備に関する技術基準等への取入れについて、その妥当性を検討する。

(6)分散型電源保安調査委託費	一般会計		継続	委託	平成17年度	平成19年度	0.09	0.08	0.09	0.09	燃料電池発電や太陽光発電等の分散型電源の設備ごとの設置場所や設置年数等の基礎的データ、メーカーによる巡視・点検頻度等の保守データ、感電・火災等の事故状況について調査を行い、当該設備に対する適切な保安の在り方について検討する。
(7)電気施設技術基準国際化調査委託費	電源特会(利用)		継続	委託	平成15年度	平成19年度	0.18	0.15	0.16	0.18	長期固定電源の安定的な供給を担う電気施設の技術基準の国際化を推進するため、当該分野における国際規格であるIEC(国際電気標準会議)規格等を調査し、その規格を電気事業法に基づく技術基準へ取り入れることへの妥当性について検討する。 また、取り入れられた国際規格については、我が国で円滑に運用するための課題等について検討を行う。
(8)電気施設技術基準整備調査委託費	電源特会(利用)		新規	委託	平成19年度	平成23年度				0.3	電気事業法に基づいて、電気設備に関する技術基準を定める省令を定めており、行政庁が処分を行う場合の処理基準を具体的に明示したものと、電気設備の技術基準の解釈(以下、電技解釈という。)を定めている。さらにその電技解釈に対し、解説を定めており、従来から解説までを含めた運用となっている。しかし、本来は処理基準として電技解釈のみで運用すべきものであるため、本事業では電技解釈及び解説を見直し、一体的な運用となるよう電技解釈への統合を行う。また、電技解釈を広く周知するため、電子化を行い、原子力安全・保安院のホームページにおいて公表する。
(9)風力発電設備技術基準整備調査委託費	石油特会(工ネ高)		終了	委託	平成17年度	平成18年度	0.35	0.30	0.33		風力発電設備は、全国的に立地が急速に進んでおり、風車の大型化、海洋立地等、様々なタイプの開発も進んでいるが、一方で、我が国に現在設置されている事業用風力設備のほとんどは欧州メーカー製であり、設備設計が日本の風況、地震その他の外部環境の影響を十分に考慮したものになっているとは言い難い(近年は台風の影響による倒壊事故も起きている)。このため、風力発電設備に係る規格及び基準の運用の状況等の詳細な調査を国内外で行い、上記状況を踏まえた形での風力発電設備に係る技術基準の再整備について検討を行う。 備考(平成19年度は電源特会から新エネルギー等導入促進基礎調査中の調査テーマとして実施予定。)

(10) 発電施設耐震性能調査委託費	電源特会 (立地)		継続	委託	平成 18 年度	平成 20 年度			0.19	0.72	<p>発電設備の立地に際し、その安全性が確保されるか否かは、設備の周辺住民にとって極めて関心の高い事項である。したがって、発電設備に国民の生命と財産に重大な影響を与えるような安全上の問題又はその懸念が生じると、発電設備の立地に対する国民の安心感と信頼性が大きく損なわれる。</p> <p>平成16年10月の新潟県中越地震では、震源地付近のダム等水力発電設備においても被害が発生した。調査の結果、貯水が流出する恐れはなかったものの、万が一ダムの貯水等が流出すれば、大きな被害につながる事が想定される。</p> <p>近年、国内各地で大規模地震が続いており、水力発電設備の耐震性能の検証は国民の安全に対する信頼を得ていくために必要不可欠である。</p> <p>そこで、本事業において、ケーススタディ等を通じて大規模地震に対する水力発電設備の耐震性能を検証する方法を確立し、得られた成果を基に、水力発電設備に必要な技術的基準についても検討する。</p>
(11) 火力・原子力関係環境審査調査委託費	電源特会 (立地)		継続	委託	昭和 50 年度	平成 24 年度	6.44	6.22	3.40	4.1	<p>国が行う発電所の立地に伴う環境審査について、地域住民等の理解を得るため、環境影響評価に係る技術的手法の実証調査及び発電所の復水器冷却用海水の取水及び温排水の海生生物への影響についての調査等を行い、これらの結果を環境審査に反映させることにより、環境保全に対する地域住民等の不安を解消し電源立地の円滑な推進を図るもの。</p> <p>微量物質環境影響評価手法調査: 有害化学物質に対する環境規制が本格化し、火力発電所から排出される一部の微量物質について、環境中動態の把握、排出量、地表への沈着及び発生寄与率等を調査</p> <p>発電所生態系予測手法検討調査: 海域生態系を構成する藻場、干潟、サンゴ礁海域において環境影響評価に必要となる予測手法を検討する。</p> <p>大規模発電所取放水影響調査: 復水器冷却用海水の取放水による海生生物への影響について、その科学的因果関係を解明するとともに、環境影響評価に係る技術手法を確立し、地域住民等の不安を早期に解消することにより、発電所立地の円滑な推進を図る。</p>

(12) 電力設備電磁環境影響調査委託費	電源特会 (立地)		終了	委託	平成 16 年度	平成 18 年度	3.49	3.30	2.24	<p>生体影響調査事業 ラット等の実験動物を用いた商用周波交流磁界曝露試験を、外部要因を極力排除して、信頼性・再現性の高い状況で行うことにより、電磁界による生体影響を明らかにする。</p> <p>情報調査提供事業 国内外の情報の収集・評価を行い、電磁界に関する情報を蓄積するとともに、電磁界リスクに対するコミュニケーション手法の検討及び電磁波過敏症等についての検討を行う。電力設備から発生している磁界の実測等を行う。</p> <p>さらに、本問題の科学的・客観的な影響評価・情報提供手法を検討しつつ、パンフレット作成・配布、シンポジウム開催、インターネットホームページ等により、正確な情報提供に努める。</p>	
(13) 電力設備電磁界情報調査提供事業委託費	電源特会 (立地)		新規	委託	平成 19 年度	平成 20 年度				0.72	<p>近年、電力設備から生じる 50～60Hz の周波数の電磁界の人体への悪影響の可能性に対する懸念が高まっており、国による的確な情報の収集・整理を行うことが必要である。</p> <p>情報調査事業 電磁界に係る国内外の研究動向、諸外国の規制動向、リスクコミュニケーション手法等の情報収集・評価を行う。</p> <p>情報提供事業 電磁界に係る正確な情報提供を行うため、講演会・シンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布やインターネットホームページ等を作成する。</p>
(14) 火力関係環境審査調査委託費	石油特会 (エネ高)		継続	委託	平成 15 年度	平成 23 年度	1.44	1.27	1.17	0.99	<p>LNG・石炭等の石油代替エネルギーを燃料とする火力発電所の立地の円滑な促進を図るためには、立地地域の環境保全に万全を期することが重要な条件である。</p> <p>このため、これらの発電所の環境審査に際して、国としても必要に応じクロスチェック調査を行い、環境審査に万全を期す(陸域調査:陸生生物部門を調査。 海域調査:海生生物部門を調査)。また、近年増加しつつある、冷却塔方式の発電所から排出される白煙の予測手法を確立し、環境審査に万全を期す(発電所冷却塔白煙化調査:発電所の冷却塔から発生する白煙の実態把握を行い、現行の環境影響評価に係る技術的手法の改良等を行う)。</p>

(15)火力関係設備効率化調査委託費	石油特会 (工ネ高)		継続	委託	平成18年度	平成22年度			0.76	0.80	石炭や天然ガスを燃料とする火力発電設備は、総発電設備容量の約40%を占めており、重要な電源に位置づけられている。他方、当該設備については、二酸化炭素の排出量の抑制が求められており、今後、設備の効率化に伴う新技術や新材料の導入が行われる見通しである。設備の効率化に際しては、従来の設備より高温・高圧の条件下で運転されることとなり、設備の保安確保のために、現行の技術基準とは異なる観点で技術基準を整備するなどして適切な処置を講じ、石油代替エネルギーの利用の促進を図ることが必要である。	
都市ガス												
(16)ガス工作物設置基準調査	一般会計		継続	委託	昭和54年度	平成22年度		0.1	0.1	0.1	0.1	現行の技術基準の見直しの検討に資するため、海外におけるガス工作物に対する規制状況・技術基準の状況の調査検討を行う。
(17)ガス工作物安全解析等調査	一般会計		継続	委託	平成11年度	平成22年度		0.1	0.1	0.1	0.1	今後導入が見込まれるガス工作物の中で、従来の設計とは異なる新たな設備手法、材料等を用いたものについて、検討委員会を設置し、技術基準で要求される性能規定を満足することの確認を行うため調査検討を行う。
(18)ガス安全使用技術調査事業	一般会計		継続	委託	昭和58年度	平成22年度		0.1	0.1	0.1	0.1	業務用需要家(厨房ガス機器需要家)に関し、その消費機器の使用実態・排気の状況及び使用者の保安意識調査を行い、業務用ガス機器の給排気設備の設置に係る技術基準の改正等の検討に資する基礎資料を得る。
(19)都市ガス安全情報広報事業	石油特会 (工ネ高)		継続	委託	平成10年度	平成22年度		1.0	0.9	0.9	0.9	都市ガスに係る事故は、供給・消費段階に係るものが多くを占めている。これらの事故を低減するため、パンフレットの配布等を通じて、他工事業者や、消費機器を利用する需要家等に対する安全広報事業を行う。
(20)未熱調天然ガス燃焼性影響調査	石油特会 (工ネ高)		終了	委託	平成16年度	平成18年度		1.1	1.0	1.0		平成15年のガス事業法改正に伴う、ガス導管事業の創設及び託送供給義務の拡大により、LNGを主体とし、ブタン等を添加し、熱量を調整している現行の都市ガスに熱量を調整していない(以下「未熱調」という。)天然ガスの混入割合の増加が見込まれるが、混入後のガスによる燃焼機器等の安全性については、十分な知見が得られていない。このため、未熱調天然ガスを混入したガスを用いた場合の燃焼機器等の安全性について、既に国を越えて様々なガスが混入されている欧州などの事例調査及び燃焼試験等を行う。

(21) 高効率天然ガス供給システム安全性技術調査事業	石油特会 (工ネ高)		継続	委託	平成17年度	平成19年度	0.7	0.7	3.1	2.2	天然ガスの利用促進及び効率的な分散型エネルギーシステムの普及のためには、既設ガス導管ネットワークを有効に活用しつつ、地域的な都市ガス需要の変動に対応する必要がある。 このため、一部海外で導入されている高効率天然ガス供給システムを日本に適用するための安全性に係るデータを取得・分析し、安全性及び設計・維持管理に係る技術基準に資する調査を行う。
(22) 水素供給システム安全性技術調査事業	石油特会 (工ネ高)		継続	委託	平成17年度	平成19年度	0.8	0.7	2.4	2.4	燃料電池の普及など、水素社会を実現するためには、水素供給システムの整備・実用化が必要であるが、水素パイプラインについての技術要件が明確にされておらず、水素による管材料等の透過性、脆性、圧縮膨脹特性等の課題が考えられる。このため、水素供給システムの安全性に係る技術基準に資する調査を行う。
(23) 水素漏えい検知技術調査事業	石油特会 (工ネ高)		継続	委託	平成18年度	平成20年度			1.4	2.6	燃料電池の普及など、水素社会の到来に当たっては、供給方法の一つとして埋設管により水素を輸送することが考えられるが、事故や災害等により水素が漏えいすることがある。ついては、導管から水素が漏えいした場合の拡散挙動、検知方法、既存の付臭剤の適用可能性等について調査を行う。
(24) 防災支援基盤整備事業	石油特会 (工ネ高)		継続	委託	平成18年度	平成19年度			0.4	0.8	地震等の大規模災害時において、可燃性ガスを内包するガス工作物の損傷に伴う二次災害を防止するための緊急対策、及び重要な生活インフラである都市ガス施設等の復旧対策等を迅速化かつ確実に講じるために必要な「防災支援基盤システム」の構築を行う。
(25) ガス保安リスクマネジメント調査事業	石油特会 (工ネ高)		新規	委託	平成19年度	平成21年度				0.7	都市ガス事業においてリスクマネジメントを導入するため、平常時の事故から地震等の異常事態に至るまでのリスクについて、その評価手法を含めガス事業に適したリスクマネジメント手法を確立するとともに、リスク評価に必要なデータの収集・整備を行う。

LPガス											
(26) 石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費 (技術開発事業を除く)	石油特会 (石油)		継続	委託	昭和60年度	平成19年度	5.7	4.4	5.6	5.3	<p>地域において販売事業者等に対する技術指導的な役割を担う保安専門技術者を養成し、販売事業者等に対する新技術等の指導を行うとともに、事故情報の分析を行う。また、災害発生時における迅速かつ確かな被害把握と情報伝達を可能とするための手法について、導入モデル調査を行う。</p> <p>技術開発機器の周知・普及を行うとともに、販売店及び消費者等に対してLPガス事故防止対策等の保安啓発を行う。</p> <p>養成された保安専門技術者により販売事業者等に対して新技術等の指導を行う。</p> <p>バルク供給の保安確保のための技術について調査研究を行う。</p>
鉱山											
(27) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	一般会計		継続	補助	昭和46年度	平成24年度 (見直し)	22.2	22.0	21.1	20.6	<p>地方公共団体が行う鉱害防止事業(集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理施設の設置)、坑廃水処理事業及び鉱害防止義務者等が行う坑廃水処理事業のうち自然・他者汚染分に対して補助する。</p>
(28) 鉱害防止工事資金融資利子補給金	一般会計		継続	利補	平成15年度	平成20年度 (見直し)	0.1	0.1	0.05	0.00	<p>(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構が実施する鉱害防止資金融資に対して利子補給を行う。</p>
(29) 海洋石油開発環境影響調査委託費(遠隔海域石油開発環境安全調査)	石油特会 (石油)		継続	委託	平成18年度	平成19年度			0.72	0.72	<p>遠隔海域の石油開発において、浅海操業用施設を使用した場合、我が国で操業実績のない大水深操業用施設を使用した場合の環境保全・作業安全のあり方について調査を行い、指針の素案を作成する。</p>
(30) 石油及び天然ガス鉱山坑井廃止基準調査委託費	石油特会 (石油)		継続	委託	平成18年度	平成19年度			0.69	0.69	<p>石油及び天然ガス鉱山において、生産が終了した坑井を廃止する際に行う坑井封鎖措置の基準について、最新の知見等を反映した基準に見直すための調査を行う。</p>
(31) 廃止石油坑井封鎖事業費補助金	石油特会 (石油)		継続	補助	平成15年度	平成19年度	0.32	0.24	0.31	0.31	<p>鉱害防止義務者不存在の廃止石油坑井の封鎖事業を行う地方公共団体に対して補助する。</p>

(32)独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費交付金(鉱害防止業務関係)	一般会計	(鉱物資源の安定供給確保)	継続	交付金	平成15年度	未定	JOGM EC交付金	JOGM EC交付金	JOGM EC交付金	JOGM EC交付金	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う業務のうち、金属鉱業一般勘定の運営に必要な運営費について交付金を交付する(鉱害防止部門に必要な経費は、同機構金属鉱業一般勘定運営費交付金の内数)。
---	------	---------------	----	-----	--------	----	------------	------------	------------	------------	--

【予算措置(研究開発事業)】

補助金・委託費・調査費等名	会計名	再掲(施策名)	新規継続	補助・委託等	開始年度	終了年度	17年度予算額(億円)	17年度執行額(億円)	18年度予算額(億円)	19年度要求額(億円)	事業概要
(1)石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費(技術開発事業)	石油特会		継続	委託	昭和60年度	平成20年度	3.0	2.8	2.7	2.1	LPガスについては、調整器の経年劣化等による異常を検知する技術に関する調査研究を行うとともに、バルク貯槽の残ガス回収システムの開発を行う。

【政策金融・産投出資】(注)貸付利率は、平成18年8月1日現在

政策金融名	金融機関	再掲(施策名)	新規継続拡充	創設年度	融資割合(%)	貸付対象	融資限度額(億円)	貸付利率	貸付期間	貸付実績(件)(億円)	19年度貸付見込額(億円)	概要・要求理由
(1)鉱害防止資金融資(使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分)	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構		拡充	昭和48年度(水処理は昭和53年度)	70%以内(中小企業は80%以内)(緊急時復旧事業については、坑廃水処理事業分を除き100%以内)	鉱害防止事業を行う法人又は個人		2.25%(水処理は1.6%)	15年以内(水処理:5年以内)	881件 280億円(H17年度までの累計)	7	金属鉱業等において使用を終了した坑道及び捨石又は鉱さいの集積場(特定施設)に係る鉱害防止事業及び当該特定施設に係る坑廃水処理事業に必要な資金の貸付を行う。
(2)鉱害防止資金融資(鉱害防止事業基金拠出分)	同上		継続	平成5年度	70%以内(中小企業は80%以内)	同上		2.3%	15年以内	65件 29億円(H17年度までの累計)	1	鉱山保安法上の鉱害防止義務を有する鉱業権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により、鉱害防止事業基金に拠出するために必要な資金の貸付を行う。

(3) 鉱害負担金資金金融 資	同上	拡充	昭和 50 年度	70%以内 (中小企業 は80%以 内)(緊急 時復旧事 業につい ては、100% 以内)	鉱害防止事業 基金に拠出す る法人又は個 人	2.3%	15年 以内	197件 171億円 (H17年度 までの累 計)	3	金属鉱業等に係る事業活動に伴い発生する特定有害物質(カドミウム、銅、ヒ素)により被害が生じている農用地又は農業用施設について、国又は地方公共団体が実施する公害防止事業(公害防止事業費事業者負担法第2条第2項第3号に規定するものに限る。)に要する費用として定められた事業者負担金を負担するために必要な資金の貸付を行う。
--------------------	----	----	-------------	--	---------------------------------	------	-----------	---------------------------------------	---	--

【税制】

税制名	税目	再掲 (施策名)	新規 継続 延長 拡充	創設 年度	適用 期限	主な対象	過去の実績及び今後の見込 (減税実績額・見込額、減税効果等)	概要
金属鉱業等鉱害防止 準備金制度	所得税、 法人税		18年 度に 延長 済み	昭和 49 年度	平成 19 年度	採掘権者等	0.15 億円(平成 16 年度実績) その後 0.2 億円程度で推移する見込み	金属鉱山等の採掘終了後における鉱害防止工事の確実な実施を図るため、当該鉱業の実施者に強制的に積み立てさせる鉱害防止積立金について、損金算入の特例(税制措置)を認める制度。
火薬類取締法に基づき 許可等を受けた者が設 置する土堤及び防爆壁 に係る課税標準の特例 措置	固定資産 税		延長	昭和 37 年度	平成 19 年度	火薬類取締法に基づき設置された土堤及び防爆壁	減税実績(単位:年度・百万円) H12(63.3) H13(62.2) H14(59.7) H15(57.7) H16(55.3) 見込み(単位:年度・百万円) H17(52.8) H18(50.4) H19(47.9) H20(45.5)	防災上必要不可欠な施設として法令で設置を義務づけられている土堤及び防爆壁を事業者が設置する際の事業者負担を軽減することで、一層の保安の確保及び災害拡大の防止を図る。

【法令・ガイドライン等】

関連する法令・ガイドライン等名	法令・ガイドライン等の概要
高圧ガス保安法	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売等を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

火薬類取締法	火薬類取締法では、火薬、爆薬、火工品などの火薬類について、製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄などの取扱いを許可制として規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全の確保を図っている。
電気事業法	電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。
ガス事業法	ガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図っている。
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律	ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業者を行う者の工事の監督に関する義務等を定めている。
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とする。
鉱山保安法	鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。
石油鉱山の坑井の廃止に関する措置基準	石油鉱山において坑井を廃止する場合の措置に関する一般的な基準を示すもの。
金属鉱業等鉱害対策特別措置法	金属鉱業等で使用される特定施設(坑道・集積場)の使用終了後の鉱害を防止するための事業の確実かつ永続的な実施を図るため、使用中の特定施設について鉱害防止積立金制度を設けるとともに、使用済特定施設について鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度を設けて鉱害防止事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第4条第1項に基づき、特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期及び事業量その他特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項について経済産業大臣が定めるもの。
【審議会等】	
審議会等名	関連する検討内容
総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会	保安検査方法の民間規格の評価
総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会	特になし
総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会	リスクマネジメント手法の導入手法等について検討を行う
総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会	(1)電力安全規制に係る最近の動向について (2)送電設備の雪害対策について (3)溶接安全管理検査制度の運用における課題について

総合エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会 液化石油ガス部会	(1)最近の事故の状況について (2)LPガス保安を巡る情勢について (3)平成18年度保安対策指針について (4)バルク供給に係る性能規定化について		
中央鉱山保安協議会 石油鉱山保安部会	海洋探掘施設等の撤去に関する鉱業権者が講ずべき措置方法等について		
中央鉱山保安協議会 金属鉱業等鉱害防止部会	鉱害防止資金等融資制度の見直し等について		
【独立行政法人等】			
独立行政法人名	関連する業務概要		
独立行政法人製品評価技術基盤機構	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づき、ガス消費機器設置工事監督者に対する講習業務を行う。		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)	鉱害防止支援業務として、地方公共団体に対する鉱害防止調査・指導(地方公共団体等からの要望を踏まえた技術支援、鉱害防止技術開発等)、地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託、我が国企業による鉱害防止事業への金融支援を実施。		
【実施体制】			
施策に関連する主な課室	関連する業務概要	当該業務の実施体制	関連する機構定員要求概要
原子力安全・保安院 企画調整課	・原子力安全・保安院の所掌事務に関する総合調整に関すること	4人	なし
原子力安全・保安院 保安課	・高圧ガス保安法、火薬類取締法、石油コンビナート等災害防止法等に基づく規制の企画立案及びこれら法令の適正な運用の促進により、高圧ガス、火薬類等による災害の防止を図ること	21人	事故情報調査・分析体制の強化:4人
原子力安全・保安院 電力安全課	・電気工作物の工事、維持及び運用に関すること ・電気事故防止対策に関すること	25人	なし

原子力安全・保安院 ガス安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスに関する施設の工事、維持及び運用に関すること ・ガス事故防止対策に関すること 	10人	事故情報調査・分析体制の強化: 2人
原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課	<ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者等における液化石油ガスの保安に関すること 	6人	事故情報調査・分析体制の強化: 2人
原子力安全・保安院 鉱山保安課・石炭保安室	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山における鉱害及び危害の防止に関すること 	18人	なし
各産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、都市ガス・高圧ガス・火薬類・LPガス・鉱山等に関する保安の確保に関すること 	349人	事故情報調査・分析体制の強化: 11人 石炭鉱山訟務: 3人(北海道・関東東北・九州各1人)